



東映株式会社

証券コード：9605

第96期定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年6月27日（木曜日）

午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所

東京都中央区銀座3丁目2番17号

東映会館内 丸の内T O E I ①

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役4名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

目次

招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	17
連結計算書類	19
監査報告書	21
株主総会参考書類	27

株 主 各 位

東京都中央区銀座3丁目2番17号
東 映 株 式 会 社
取締役社長 多 田 憲 之

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に各議案についての賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時
※ 受付開始 午前9時

2. 場 所 東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映会館内 丸の内T O E I ①
(末尾掲載の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- 1.第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
- 2.第96期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件 |

以 上

◎当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.toei.co.jp/company/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①事業報告の「Ⅴ 会社の体制及び方針」の「1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」及び「2. 会社の支配に関する基本方針」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

〔添付書類〕

事業報告 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

※ 百万円単位で記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種政策の効果等により、企業収益が改善傾向に向かい、設備投資が増加するなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、金融資本市場の変動の影響等、依然として先行き不透明な状況が続いており、当社を取り巻く事業環境におきましても、個人消費の多様化や節約志向などにより、厳しい情勢下にありました。

このような状況のなかで当社は、2018年4月、「東映グループ企業理念」「東映グループ経営ビジョン2020」を策定し、これに沿った施策に総力を挙げて取り組むとともに、映像営業・催事営業・不動産事業・ホテル営業の各部門におきまして、堅実な営業施策の遂行に努めました。その結果、当事業年度の売上高は468億2千7百万円（前年度比5.0%増）、営業利益は45億3千9百万円（前年度比17.1%増）、経常利益は66億4千2百万円（前年度比21.6%増）となり、また、特別損失として災害による損失等を計上いたしまして、当期純利益は44億5千3百万円（前年度比0.6%減）となりました。

次に各部門別の概況をご報告申し上げます。

〔映像営業部門〕

映画製作配給業は、劇場用映画の提携製作と他社作品の受託配給等を行い、当事業年度は別表記載の番組を配給いたしました。このうち、「ドラゴンボール超 ブロリー」「翔んで埼玉」が大ヒットし、「孤狼の血」「終わった人」「仮面ライダービルド Be The One／快盗戦隊ルパンレンジャーVS警察戦隊パトレンジャー en film」「劇場版 七つの大罪 天空の囚われ人」「映画HUGっと！プリキュア♡ふたりはプリキュア オールスターズメモリーズ」「平成仮面ライダー20作記念 仮面ライダー平成ジェネレーションズ FOREVER」「映画プリキュアミラクルユニバース」等がヒットしました。

(別表)

提携製作作品	
1	孤狼の血
2	仮面ライダーアマゾンズ THE MOVIE 最後ノ審判
3	終わった人
4	仮面ライダービルド Be The One／快盗戦隊ルパンレンジャーVS警察戦隊パトレンジャー en film
5	劇場版 七つの大罪 天空の囚われ人
6	食べる女
7	覚悟はいいかそこの女子。
8	映画HUGっと！プリキュア♡ふたりはプリキュア オールスターズメモリーズ
9	走れ！T校バスケット部
10	ドラゴンボール超 ブロリー
11	平成仮面ライダー20作記念 仮面ライダー平成ジェネレーションズ FOREVER
12	愛唄 -約束のナクヒト-
13	BACK STREET GIRLS -ゴクドルズ-
14	翔んで埼玉
15	映画プリキュアミラクルユニバース
16	L♡DK ひとつ屋根の下、「スキ」がふたつ。
受託配給作品	
17	デジモンアドベンチャーtri. 第6章 「ぼくらの未来」
18	パンク侍、斬られて候
19	souvenir the movie～MARIYA TAKEUCHI Theater Live～

映画興行業は、直営劇場において上映作品のうち「孤狼の血」「翔んで埼玉」等が堅調に稼働いたしました。当事業年度末の直営劇場数は、前年度末と同数の4館であります。なお、映画興行業につきましては、当社子会社・(株)ティ・ジョイによるシネマコンプレックス（共同経営含め20サイト201スクリーン）の運営が、事業の中心となっております。

ビデオ営業は、セル市場・レンタル市場ともに厳しい状況が続いておりますが、当社子会社・東映ビデオ(株)との連携を密にして、劇場用映画のDVD・ブルーレイディスク作品を主力として販売促進に努め、当事業年度はDVD、ブルーレイディスク合わせて373作品を発売いたしました。その結果、劇場用映画「探偵はBARにいる3」や、「仮面ライダーエグゼイド トリロジー アナザー・エンディング」をはじめとした「仮面ライダー」シリーズのDVD・ブルーレイディスク販売が売上に寄与しました。

テレビ事業は、各局間の激しい視聴率競争により番組編成の多様化が進むなか、受注市場は厳しい状況にありましたが、作品内容の充実と受注本数の確保に努め、当事業年度は60分もの「相棒」「科捜研の女」など83本、30分もの「仮面ライダービルド」「HUGっと！プリキュア」など147本、ワイド・スペシャルもの「日曜プライム 西村京太郎トラベルミステリー」など40本の計270本を製作して高率のシェアを維持し、また「快盗戦隊ルパンレンジャーVS警察戦隊パトレンジャー」「仮面ライダービルド」「仮面ライダージオウ」などキャラクターの商品化権営業も順調でした。

コンテンツ事業は、劇場用映画・テレビ映画等の地上波・BS・CS放映権及びビデオ化権の販売に加え、スマートフォンやタブレット端末向け配信サービスに映像ソフトの供給を行い、その結果、旧作テレビ時代劇や「探偵はBARにいる3」等の放映権販売、Amazonプライム・ビデオをはじめとしたVOD（ビデオ・オン・デマンド）事業者向けのコンテンツ販売が順調でした。

国際営業は、劇場用映画・テレビ映画・キャラクターショー等の海外販売、「宇宙戦隊キュウレンジャー」などテレビ映画の海外向け商品化権営業とともに、「96時間」など外国映画のテレビ放映権の輸入販売を行い、順調に推移しました。

そのほか、教育映像事業は、教育映像の製作配給・受注製作等を行い、2018年教育映像祭において「切り裂かれた未来－飲酒運転の代償－」など計8作品が優秀作品賞を受賞しました。撮影所関連営業及びデジタルセンターは、劇場用映画・テレビ映画等の受注製作、部分請負等を行いました。

以上により、当部門の売上高は335億7千1百万円（前年度比8.4%増）となりました。

〔催事営業部門〕

当事業年度は、文化催事の「長くつ下のピッピの世界展」をはじめとして、様々なジャンルの展示型イベント、人気キャラクターショーなど各種イベントの提供を行うとともに、映画関連商品の販売など積極的な営業活動を展開いたしました。

以上により、当部門の売上高は60億5千2百万円（前年度比6.5%減）となりました。

〔不動産事業部門〕

不動産賃貸業は、賃料水準が上昇線を描く状況には至らず、商業施設の賃貸業においては、全体的に厳しい市場環境が続いております。当事業年度は、引き続き「東映太秦映画村」「プラッツ太泉」「オズ スタジオ シティ」「渋谷東映プラザ」「新宿三丁目イーストビル」「E～maビル」「広島東映プラザ」等の賃貸施設が稼働いたしました。

以上により、当部門の売上高は52億4千4百万円（前年度比0.4%増）となり、商業ビルにおけるシネマコンプレックスの賃貸が順調でした。

〔ホテル営業部門〕

ホテル業においては、インバウンドの需要の拡大に伴い、業界環境は空前の建設ラッシュに沸き、マーケットは好調を維持する一方で、民泊の解禁など新規参入による競争激化が続いております。当事業年度は、福岡東映ホテル本館のリニューアルを実施するなど、収益の確保に向けて積極的な営業活動を展開いたしました。

以上により、当部門の売上高は19億5千9百万円（前年度比0.5%増）となりました。

2. 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

3. 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は24億9千9百万円で、その内容は福岡東映ホテル本館改修費用ほかであります。

4. 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、次のとおりであります。

映像営業部門におきましては、提携企業との良好な関係を維持・強化して、質の高い作品の製作を続け、番組編成の充実と受注の確保に努めてまいります。とりわけ、当社の柱である劇場用映画につきましては、厳密な興収予測を立て、動員力と完成度を重視した企画選定を徹底し、興収の安定化を目指してまいります。また、特撮ヒーローものやアニメーションなどのキャラクター作品は、グループ全体に対する波及効果も含め、業績に貢献しておりますので、新しいキャラクターの創出にも注力し、利益の最大化をはかってまいります。既存コンテンツを中心とする営業につきましては、グループ保有の映像資産を最大限に活用し、海外市場も含めて積極的かつ多様な営業を展開し、新たなビジネスチャンスの獲得と収益の拡大をはかってまいります。撮影所地区につきましては、東西両撮影所及びデジタルセンターそれぞれの特色を生かした営業を推進し、幅広い作品の受注に向けて営業基盤の充実に努

めてまいります。また、京都撮影所に隣接する東映太秦映画村の活性化を継続し、集客力の向上に取り組んでまいります。

催事営業部門につきましては、文化催事と人気キャラクターイベントを柱として、キャラクターショー、ライブイベントや展示型イベント、商品販売など、様々な切り口での営業展開を続け、収益の拡大を目指してまいります。

不動産事業部門につきましては、京都太秦地区の活性化に取り組む一方、賃貸収益の安定確保のため、新規開発案件の発掘及び所有不動産の有効活用にも注力してまいります。

ホテル営業部門につきましては、サービスの向上と効率化に一層努力するとともに、インバウンドへの対応にも引き続き取り組み、稼働率の上昇と収益の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第93期 (2016年3月期)	第94期 (2017年3月期)	第95期 (2018年3月期)	第96期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	49,794	51,518	44,605	46,827
経 常 利 益 (百万円)	6,255	6,022	5,460	6,642
当 期 純 利 益 (百万円)	3,821	6,019	4,481	4,453
1株当たり当期純利益 (円)	29.64	46.69	347.65	345.47
総 資 産 (百万円)	127,272	132,156	132,574	137,963
純 資 産 (百万円)	59,617	66,744	70,690	76,392
1株当たり純資産 (円)	462.41	517.72	5,483.84	5,926.39

- (注) 1. 2017年10月1日付で株式10株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第95期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、当該株式併合が当期首に行われたものと仮定し算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前事業年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

6. 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
東映アニメーション株式会社	2,867 ^{百万円}	41.0 % (6.8)	各種アニメーション映画の製作・販売
東 映 ビ デ オ 株 式 会 社	27	100.0 (63.0)	各種ビデオソフトの製作・販売
株 式 会 社 テ イ ・ ジ ョ イ	3,000	50.7 (8.0)	シネマコンプレックスの企画、開発、経営
株式会社東映テレビ・プロダクション	20	100.0	テレビ映画の製作

(注) 議決権比率には、() 内に表示した間接所有の議決権比率が含まれております。

7. 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

☐映像営業部門

映画製作配給業	劇場用映画の製作及び配給
映画興行業	映画劇場の経営
ビデオ営業	ビデオソフト等の販売
テレビ事業	テレビ映画等の製作、キャラクターの商品化権営業
コンテンツ事業	各種映画の版權営業
国際営業	各種映画の輸出入
教育映像事業	教育映像の製作配給及び受注製作
撮影所関連営業	各種映画の受注製作
デジタルセンター	ポストプロダクション（編集から完成までの仕上工程）業務の請負、映像製作における技術・手法等の研究開発

☐催事営業部門

イベントの提供、映画関連商品の製作販売

☐不動産事業部門

不動産の賃貸及び販売

☐ホテル営業部門

ホテルの経営

8. 主要な事業所（2019年3月31日現在）

☐本社

〒104-8108 東京都中央区銀座3丁目2番17号
電話 03 (3535) 4641 (代表)

☐撮影所及びデジタルセンター

東京撮影所（東京都練馬区）	京都撮影所（京都市）
デジタルセンター（東京都練馬区）	

☐支社

関西支社（大阪市）	九州支社（福岡市）
-----------	-----------

☐映画劇場

丸の内TOEI①（東京都中央区）	渋谷TOEI①（東京都渋谷区）
丸の内TOEI②（東京都中央区）	渋谷TOEI②（東京都渋谷区）

☐ホテル

新潟東映ホテル（新潟市）・湯沢東映ホテル（新潟県南魚沼郡）・福岡東映ホテル（福岡市）

☐主な賃貸施設

東映太秦映画村（京都市）・プラッツ大泉（東京都練馬区）・オズスタジオシティ（東京都練馬区）・渋谷東映プラザ（東京都渋谷区）・新宿三丁目イーストビル（東京都新宿区）・E～maビル（大阪市）・広島東映プラザ（広島市）

9. 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

区 分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	264 名	+2 名	43.3 歳	16.5 年
女 性	77	△4	41.7	18.2
計又は平均	341	△2	42.9	16.9

(注) 受入出向者1名を含み、嘱託27名及び出向者23名を除いております。

10. 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社 三 井 住 友 銀 行	6,670 百万円
東 映 ア ニ メ ー シ ョ ン 株 式 会 社	6,000

Ⅱ 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

1. 株式数

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,768,909株

2. 株主数

7,315名 (前年度末比 648名減)

3. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 テレビ朝日ホールディングス	1,670 ^{千株}	13.0%
株式会社 TBS テレビ	1,215	9.4
株式会社 バンダイナムコホールディングス	1,035	8.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	682	5.3
東京急行電鉄株式会社	600	4.7
株式会社 フジ・メディア・ホールディングス	572	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	484	3.8
日本テレビ放送網株式会社	480	3.7
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	372	2.9
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	313	2.4

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式1,878,708株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 グループ会長	岡 田 剛	映像本部統括兼京都地区統括 株式会社 ティ・ジョイ 代表取締役社長 株式会社 テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 株式会社 テレビ朝日 取締役
代表取締役 取締役社長	多 田 憲 之	映像本部長 株式会社 東急レクリエーション 社外取締役
専務取締役	田 中 誠 一	経営戦略部担当兼監査部担当、総務部担当、グループ財務担当
常務取締役	手 塚 治	テレビ事業部門担当兼テレビ企画制作部長、テレビ第一営業部長
取 締 役	村 松 秀 信	企画調整部長
取 締 役	白 倉 伸一郎	テレビ第二営業部長
取 締 役	篠 原 智 士	国際営業部長兼コンテンツ事業部門担当
取 締 役	田 中 聡	人事労政部長
取 締 役	吉 元 央	事業推進部長
取 締 役	樋 田 謙治郎	監査部長兼総務部長
取 締 役	和 田 耕 一	経理部長
取 締 役	野 本 弘 文	東京急行電鉄株式会社 代表取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社 東急レクリエーション 取締役 株式会社 ゆうちょ銀行 社外取締役
取 締 役	早 河 洋	株式会社 テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会長兼CEO 株式会社 テレビ朝日 代表取締役会長兼CEO
常勤監査役	安 田 健 二	
監 査 役	大 西 幸 記	
監 査 役	神 津 信 一	KMG税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 会長 株式会社 ランドコンピュータ 社外取締役
監 査 役	黒 田 純 吉	四谷共同法律事務所 弁護士 第二東京弁護士会 仲裁人 協栄産業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役野本弘文、早河 洋の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役神津信一、黒田純吉の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中に次のとおり取締役及び監査役の異動がありました。
 (1) 就 任 (2018年6月28日付)
 取 締 役 和田 耕一
 常 勤 監 査 役 安田 健二
 (2) 退 任
 常 務 取 締 役 安田 健二 (2018年6月28日任期満了による)
 監 査 役 矢島 実 (2018年6月28日付辞任)
 (3) 地位の異動 (2018年6月28日付)
 監 査 役 大西 幸記 (常勤監査役)
 ※ () 内は従来の地位であります。
 4. 常勤監査役安田健二氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役神津信一氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 6. 取締役野本弘文及び監査役神津信一、黒田純吉の各氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

3. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報 酬 額
取 締 役 (うち社外取締役)	14 名 (2)	272 百万円 (12)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	33 (9)
計	19	305

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に係る退職慰労引当金として積立てた55百万円（取締役53百万円、監査役2百万円）を含んでおります。
 2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与131百万円（賞与43百万円を含む）は含まれておりません。
 3. 上記の取締役及び監査役の支給人員には、2018年6月28日開催の第95期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
 4. 上記支給額のほか、2018年6月28日開催の第95期定時株主総会決議に基づき、退職慰労金を退任取締役1名に対して28百万円、退任監査役1名に対して0百万円支給しております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係（2019年3月31日現在）

氏 名	重要な兼職の状況
野 本 弘 文 (社外取締役)	東京急行電鉄株式会社 代表取締役会長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社 東急レクリエーション 取締役 株式会社 ゆうちょ銀行 社外取締役
早 河 洋 (社外取締役)	株式会社 テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会長兼CEO 株式会社 テレビ朝日 代表取締役会長兼CEO
神 津 信 一 (社外監査役)	KMG税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 会長 株式会社 ランドコンピュータ 社外取締役
黒 田 純 吉 (社外監査役)	四谷共同法律事務所 弁護士 第二東京弁護士会 仲裁人 協栄産業株式会社 社外監査役

- (注) 1. 社外取締役野本弘文氏は、東京急行電鉄株式会社の代表取締役会長を兼務しており、同社は当社普通株式600,000株（発行済株式の総数の4.1%）を、当社は同社普通株式1,000,142株（発行済株式の総数の0.2%）をそれぞれ保有しております。
2. 社外取締役野本弘文氏は、株式会社 東急レクリエーションの取締役を兼務しており、同社は当社普通株式38,000株（発行済株式の総数の0.3%）を、当社は同社普通株式125,267株（発行済株式の総数の2.0%）をそれぞれ保有しております。また、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間に映画料の受取等の取引があります。
3. 社外取締役野本弘文氏は、東急不動産ホールディングス株式会社の取締役及び株式会社 ゆうちょ銀行の社外取締役を兼務しており、当社と両社との間には特別な関係はありません。
4. 社外取締役早河 洋氏は、株式会社 テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長兼CEOを兼務しており、同社は当社普通株式1,670,000株（発行済株式の総数の11.3%）を、当社は同社普通株式16,525,600株（発行済株式の総数の15.2%）をそれぞれ保有しております。また、同社は当社の持分法適用の関連会社であります。
5. 社外取締役早河 洋氏は、株式会社 テレビ朝日の代表取締役会長兼CEOを兼務しております。同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
6. 社外監査役神津信一氏は、KMG税理士法人の税理士、代表社員及び日本税理士会連合会の会長並びに株式会社 ランドコンピュータの社外取締役を兼務しており、当社とこれら法人との間には特別な関係はありません。
7. 社外監査役黒田純吉氏は、四谷共同法律事務所の弁護士及び第二東京弁護士会の仲裁人並びに協栄産業株式会社の社外監査役を兼務しており、当社とこれら法人等との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
野 本 弘 文 (社外取締役)	取締役会は13回開催中10回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。
早 河 洋 (社外取締役)	取締役会は13回開催中12回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。
神 津 信 一 (社外監査役)	取締役会は13回開催中12回に、監査役会は14回開催中13回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。
黒 田 純 吉 (社外監査役)	取締役会は13回開催中12回に、監査役会は14回開催中13回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付で法人名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

2. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

63百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

130百万円

- (注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受け、過年度における会計監査の職務遂行状況や報酬額の推移、並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である新収益認識基準適用に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(資産の部)		百万円	(負債の部)		百万円
流動資産		16,098	流動負債		26,495
現金及び預金		4,169	支払手形		545
受取手形		5	買掛金		5,977
売掛金		7,806	短期借入金		5,300
商品及び製品		442	1年内返済予定の長期借入金		5,452
仕掛品		1,217	未払金		5,817
原材料及び貯蔵品		492	未払法人税等		902
その他の金		2,009	前受金		1,152
貸倒引当金		△46	賞与引当金		404
固定資産		121,865	その他の負債		943
有形固定資産		76,667	固定負債		35,075
建物		26,467	長期借入金		12,910
構築物		676	繰延税金負債		2,513
機械及び装置		560	再評価に係る繰延税金負債		7,265
土地		46,927	退職給付引当金		2,433
建設仮勘定		1,041	役員退職慰労引当金		723
その他の固定資産		995	長期預り保証金		8,298
無形固定資産		203	その他の負債		931
投資その他の資産		44,993	負債合計		61,570
投資有価証券		26,652	(純資産の部)		
関係会社株		16,540	株主資本		56,941
長期滞留債権		640	資本金		11,707
前払年金費用		1,152	資本剰余金		13,872
その他の金		1,056	資本準備金		5,297
貸倒引当金		△1,049	その他資本剰余金		8,575
			利益剰余金		38,364
			利益準備金		2,926
			その他利益剰余金		35,437
			固定資産圧縮積立金		945
			繰越利益剰余金		34,492
			自己株式		△7,001
			評価・換算差額等		19,450
			その他有価証券評価差額金		9,538
			土地再評価差額金		9,911
			純資産合計		76,392
資産合計		137,963	負債・純資産合計		137,963

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

百万円										
売	上	高								46,827
売	上	原	価							30,791
売	上	総	利	益						16,035
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	11,496
営	業	業	利	益						4,539
営	業	外	収	益						2,253
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	2,212
	そ			の					他	40
営	業	外	費	用						151
	支	払	利	息						149
	そ		の	他						2
経 常 利 益										6,642
特 別 損 失										655
	災	害	に	よ	る	損	失			408
	関	係	会	社	支	援	損			120
	固	定	資	産	除	却	損			88
	そ			の			他			38
税 引 前 当 期 純 利 益										5,986
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事 業 税	1,407
法	人	税	等	調	整	額				126
当	期	純	利	益						4,453

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(資産の部)		百万円	(負債の部)		百万円
流動資産		96,669	流動負債		47,789
現金及び預金		58,236	支払手形及び買掛金		25,582
受取手形及び売掛金		24,157	短期借入金		200
商品及び製品		1,246	1年内返済予定の長期借入金		2,452
仕掛品		8,327	未払法人税等		4,648
原材料及び貯蔵品		545	賞与引当金		1,035
その他の		4,327	その他の		13,870
貸倒引当金		△170	固定負債		34,294
固定資産		199,623	長期借入金		9,910
有形固定資産		90,131	再評価に係る繰延税金負債		7,265
建物及び構築物		38,957	役員退職慰労引当金		1,303
機械装置及び運搬具		1,229	退職給付に係る負債		6,616
工具、器具及び備品		1,560	長期預り保証金		6,038
土地		46,328	その他の		3,161
リース資産		976	負債合計		82,084
建設仮勘定		1,079	(純資産の部)		
無形固定資産		1,067	株主資本		145,297
投資その他の資産		108,424	資本金		11,707
投資有価証券		93,622	資本剰余金		22,184
長期貸付金		671	利益剰余金		118,921
退職給付に係る資産		1,674	自己株式		△7,515
繰延税金資産		816	その他の包括利益累計額		24,359
差入保証金		2,785	その他有価証券評価差額金		15,363
その他の		9,226	繰延ヘッジ損益		87
貸倒引当金		△373	土地再評価差額金		9,911
			為替換算調整勘定		△88
			退職給付に係る調整累計額		△914
			非支配株主持分		44,551
			純資産合計		214,208
資産合計		296,292	負債・純資産合計		296,292

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

										百万円
売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	売上	137,038
販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	販売	85,974
費	費	費	費	費	費	費	費	費	費	51,063
及	及	及	及	及	及	及	及	及	及	28,092
び	び	び	び	び	び	び	び	び	び	22,970
業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	
一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	一般	
管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	管理	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	3,130
受	受	受	受	受	受	受	受	受	受	85
取	取	取	取	取	取	取	取	取	取	828
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	1,957
法	法	法	法	法	法	法	法	法	法	258
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	
よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	
投	投	投	投	投	投	投	投	投	投	
資	資	資	資	資	資	資	資	資	資	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	
営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	営業	118
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	87
払	払	払	払	払	払	払	払	払	払	22
替	替	替	替	替	替	替	替	替	替	8
の	の	の	の	の	の	の	の	の	の	
経	経	経	経	経	経	経	経	経	経	25,983
常	常	常	常	常	常	常	常	常	常	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	
特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	29
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	29
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	847
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	408
証	証	証	証	証	証	証	証	証	証	192
券	券	券	券	券	券	券	券	券	券	120
売	売	売	売	売	売	売	売	売	売	115
却	却	却	却	却	却	却	却	却	却	11
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	
特	特	特	特	特	特	特	特	特	特	
別	別	別	別	別	別	別	別	別	別	
損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	
失	失	失	失	失	失	失	失	失	失	
災	災	災	災	災	災	災	災	災	災	
害	害	害	害	害	害	害	害	害	害	
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	
よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	よ	
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	
損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	
失	失	失	失	失	失	失	失	失	失	
評	評	評	評	評	評	評	評	評	評	
価	価	価	価	価	価	価	価	価	価	
損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	
関	関	関	関	関	関	関	関	関	関	
係	係	係	係	係	係	係	係	係	係	
会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	
援	援	援	援	援	援	援	援	援	援	
損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	
固	固	固	固	固	固	固	固	固	固	
定	定	定	定	定	定	定	定	定	定	
資	資	資	資	資	資	資	資	資	資	
産	産	産	産	産	産	産	産	産	産	
除	除	除	除	除	除	除	除	除	除	
却	却	却	却	却	却	却	却	却	却	
損	損	損	損	損	損	損	損	損	損	
他	他	他	他	他	他	他	他	他	他	
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	25,165
金	金	金	金	金	金	金	金	金	金	7,157
等	等	等	等	等	等	等	等	等	等	116
調	調	調	調	調	調	調	調	調	調	17,891
整	整	整	整	整	整	整	整	整	整	7,075
前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	10,816
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	
期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	
純	純	純	純	純	純	純	純	純	純	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	
業	業	業	業	業	業	業	業	業	業	
税	税	税	税	税	税	税	税	税	税	
額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	
期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	
純	純	純	純	純	純	純	純	純	純	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	
非	非	非	非	非	非	非	非	非	非	
支	支	支	支	支	支	支	支	支	支	
配	配	配	配	配	配	配	配	配	配	
株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	
主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	
帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	
属	属	属	属	属	属	属	属	属	属	
す	す	す	す	す	す	す	す	す	す	
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	
期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	
純	純	純	純	純	純	純	純	純	純	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	
親	親	親	親	親	親	親	親	親	親	
会	会	会	会	会	会	会	会	会	会	
社	社	社	社	社	社	社	社	社	社	
株	株	株	株	株	株	株	株	株	株	
主	主	主	主	主	主	主	主	主	主	
に	に	に	に	に	に	に	に	に	に	
帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	帰	
属	属	属	属	属	属	属	属	属	属	
す	す	す	す	す	す	す	す	す	す	
る	る	る	る	る	る	る	る	る	る	
当	当	当	当	当	当	当	当	当	当	
期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	
純	純	純	純	純	純	純	純	純	純	
利	利	利	利	利	利	利	利	利	利	
益	益	益	益	益	益	益	益	益	益	

〔備考〕 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

「計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

東映株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 村 基 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東映株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

「連結計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

東映株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 吉 村 基 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 大 輔 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東映株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東映株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

「監査役会 監査報告書」 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

東映株式会社 監査役会

常勤監査役	安	田	健	二	㊞
監査役	大	西	幸	記	㊞
社外監査役	神	津	信	一	㊞
社外監査役	黒	田	純	吉	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと考えておりまして、経営基盤の強化と財務体質の改善をはかるとともに、経営成績等も勘案しつつ、継続的で安定した配当を実施することを目指しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、1株につき30円の普通配当に特別配当10円を加え、合計40円とさせていただきますたく存じます。

なお、中間配当金として1株につき30円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき70円となります。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額515,608,040円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月28日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 監査役4名選任の件

現任監査役4名は本総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	やすだ けんじ 安田 健二 (1950年3月19日生) 再任	1972年4月 当社に入社 2001年6月 当社経理部長代理 2003年6月 当社経理部長 2008年6月 当社執行役員に就任 2010年6月 当社取締役 に就任 2012年6月 当社常務取締役 に就任 2014年6月 当社経理部担当 2018年6月 当社常勤監査役に就任 (現任)	800株
	監査役候補者とした理由 安田健二氏は、当社取締役を退任後、現在は当社の常勤監査役として、会計監査人等と連携し、取締役の職務の執行を適切に監査しております。豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社経営の監査機能を強化すべく、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		
2	こうづ しんいち 神津 信一 (1949年7月6日生) 再任 社外	1980年4月 税理士登録 1980年7月 神津信一税理士事務所開設、所長に就任 2005年6月 東京税理士会副会長 2005年7月 日本税理士会連合会常務理事 2006年6月 当社監査役に就任 (現任) 2010年1月 KMG税理士法人開設、代表社員に就任 (現任) 2011年6月 東京税理士会会長 2011年7月 日本税理士会連合会副会長 2015年7月 日本税理士会連合会会長 (現任) (重要な兼職の状況) KMG税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 会長 (株)ランドコンピュータ 社外取締役	300株
	社外監査役候補者とした理由 神津信一氏は、税理士としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を兼ね備えておられます。税務の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることを期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。同氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって13年となります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	くろだじゅんきち 黒田純吉 (1949年11月7日生) 再任 社外	1975年10月 司法試験合格 1978年 3 月 司法修習終了 弁護士登録（第二東京弁護士会所属） 1983年 5 月 四谷共同法律事務所設立 1995年 4 月 第二東京弁護士会副会長 1996年 4 月 日本弁護士連合会常務理事 1996年 7 月 (株)住宅金融債権管理機構常務取締役に就任 1999年 4 月 (株)整理回収機構常務取締役に就任 2000年 4 月 第二東京弁護士会仲裁人（現任） 2004年 4 月 大宮法科大学院大学教授 2008年 6 月 当社監査役に就任（現任） （重要な兼職の状況） 四谷共同法律事務所 弁護士 第二東京弁護士会 仲裁人 協栄産業(株) 社外監査役	0株
	社外監査役候補者とした理由 黒田純吉氏は、弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を兼ね備えておられます。法律の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることを期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって11年となります。		
4	ありかわすぐる 有川俊 (1955年4月27日生) 新任	1979年 4 月 名古屋テレビ放送(株)に入社 2002年12月 同社編成局長 2005年 8 月 当社に入社（映画企画製作部勤務（部長待遇）） 2008年 7 月 当社映画企画管理部長 2012年 6 月 当社執行役員に就任（現任） 2015年 6 月 当社関西支社長（現任）	300株
	監査役候補者とした理由 有川 俊氏は、2012年に当社執行役員に就任し、現在は執行役員関西支社長を務めており、映像関連の業務に関する幅広い知識・経験を有しております。豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社経営の監査機能を強化すべく、新たに監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神津信一、黒田純吉の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 神津信一、黒田純吉の両氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
4. 当社は、神津信一、黒田純吉の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、当該選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとさせていただきますと存じます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かみ むら けん じ 神 村 謙 二 (1943年10月6日生) 社外	1971年2月 (株)日本教育テレビ(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)に入社 1999年6月 全国朝日放送(株)(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)取締役編成制作本部編成局長に就任 2001年6月 同社常務取締役社長室長に就任 2004年6月 (株)テレビ朝日(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)取締役兼に就任 2004年6月 (株)ビーエス朝日代表取締役社長に就任 2010年6月 同社取締役相談役に就任 2012年6月 同社相談役に就任	0株
補欠の社外監査役候補者とした理由 神村謙二氏は、テレビ朝日グループの会社の経営を長く経験され、当社の主要な事業の1つでありますテレビ事業に関係した豊富な経験、知識をお持ちであります。同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることを期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 神村謙二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 神村謙二氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 神村謙二氏の選任が承認され、監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任される大西幸記氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することとしたと、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

当社の基準は内規により定められておりまして、退任監査役の場合には、常勤・非常勤の別によって1年ごとの定額が定められており、その定額に在任年数を掛けたものが基本額となります。いずれも、在任年数には上限が設けられており、また、個別の事情を考慮して基本額に増額又は減額をすることができますが、増額の場合には30%が上限となります。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おお にし こう き 大 西 幸 記	2015年6月 当社常勤監査役に就任 2018年6月 当社監査役に就任、現在に至る

第5号議案 当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2007年5月25日に開催された取締役会において、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の導入を決議し、同年6月28日に開催された定時株主総会において、新株予約権無償割当てに関する事項を株主総会の決議又は株主総会から委任された当社取締役会の決議により決定することができることを内容とする定款変更議案とあわせて、株主の皆様からご承認をいただきました。そして、その後、3年ごとに6月下旬開催の定時株主総会において内容を一部修正又は変更した上で継続することをお諮りし、株主の皆様のご賛同をいただいて現在に至っております。

現対応策の有効期間は2019年6月開催予定の2019年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっているところ、当社は、現対応策の導入後の社会経済情勢の変化、買収防衛策に関する動向及び様々な議論の進展等を踏まえ、現対応策の継続の是非や内容の見直し等について検討してまいりました。そして、2019年5月23日開催の取締役会において、本総会において株主の皆様からご承認をいただくことを条件として、現対応策を一部変更した上で継続することを決議いたしました（以下、変更後の対応策を「本対応策」といいます。）。

つきましては、現対応策を一部修正した上で継続することのご承認をお願いするとともに、定款第13条の定めに基づき、本対応策に記載した条件に従った新株予約権無償割当てに関する事項の決定につき当社取締役会への委任をお願いしたいと存じます。本総会において、株主の皆様のご賛同を得られた場合には、本総会の終結後から本対応策の効力が発生することとなります（出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった場合には、本対応策の効力は発生しません。）。

なお、本対応策については、社外監査役2名を含む当社監査役4名全員からも、本対応策の具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見表明がありました。

本対応策において「大規模買付行為」とは、以下①乃至③に該当する買付等をいい（但し、いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。）、「大規模買付者」とは大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいうものとします。

- ①当社が発行者である株券等[1]について、保有者[2]の株券等保有割合[3]が20%以上とすることを目的とした買付行為、又は結果として株券等保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）その他一切の取得
- ②当社が発行者である株券等[4]について、公開買付け[5]を行う者及びその特別関係者[6]の株券等所有割合[7]の合計が20%以上となる公開買付け
- ③株券等保有割合が20%以上となる保有者又は買付等を行う者とその共同保有者[8]及び特別関係者によって構成されるグループの組成を目的とするもしくは結果として組成となるその他の行為又は当該グループが関与しない行為により当該グループの株券等保有割合が20%以上となった場合において当該グループが議決権割合を1%以上増加させる行為

本対応策の具体的な内容は別紙「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「別紙」といいます。）のとおりですが、便宜のため、買収防衛策に関する議論において近時しばしば取り上げられる論点に関し、本対応策の内容の要点を以下にまとめましたのでご参照ください。

(1) 本対応策が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について

当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品等と、それらの作品から生まれた様々なキャラクターを包含する知的財産権の集積及びそれらを生み出し幅広くビジネスとして展開するための経験や知識、技術等の集積を核とするものであります。これらの知的財産権や経験等の集積は当社グループの企業価値の源泉にほかなりませんが、必ずしもそのすべてが当社グループの資産として会計上認識されている訳ではありません。また、この知的財産権の集積が当社グループの利益に貢献する期間や貢献の度合いは、作品等によって大きく異なりますが、ユーザーへの提供技術の発達や利用形態の多様化とあいまって、十数年あるいはそれ以上の長期間にわたって貢献する作品等も存在しており、通常の商品や資産とは異なる特徴を有しております。これらの点を十分に理解することなく当社グループの企業価値を適切に評価することは極めて困難であると思料されます。

当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、昨今の国内・国外の資本市場においては、時として、対象となる会社の経営陣との十分な協議を経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、大規模買付行為が行われるといった動きも見られます。当社取締役会は、このような状況を踏まえて、上記のような当社グループの知的財産権や経験等の集積と、近年の当社株券等の時価総額・資産状況の推移等を考慮した場合、当社株券等がそのような大規模買付行為の対象となる一定の可能性が存在していることは否定できないと判断しております。

そして、そのような状況に鑑み、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見や代替案等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されるとともに、当社取締役会が大規模買付者に対して、当社グループの企業価値についての協議を求めることが可能になることを担保するための手立てをあらかじめ確保しておくこと及び提供された情報や代替案等を踏まえて当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な時間を確保することが、株主の皆様にとって有益であり、株主共同の利益の確保に資するものであると考えます。

(2) 取締役会の恣意的な運用の可能性の排除について

①株主の合理的意思に依拠したものであること

当社は、本総会において、本対応策に関する株主の皆様のご意思を確認させていただくため議案としてお諮りしますが、仮に本対応策につき株主の皆様のご賛同が得られなかった場合には、本対応策の効力は発生しません。

さらに、本対応策は、所定の場合には、当社取締役会は、社外者で構成される特別委員会（詳細は別紙ご参照）の勧告を最大限尊重したうえで、株主総会を招集し、対抗措置（詳細は別紙ご参照）の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することとしております。

また、株主総会の決議を経ることなしに、本対応策の継続や実質的な内容の変更を行うことはありません。（法令の改正・廃止等への対応のための形式的な変更で、実質的な内容の変更を伴わないものを除きます。）

以上のように、本対応策は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

②独立性の高い社外者の判断の重視

本対応策において、当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動・不発動の決議及び株主の皆様のご意思を確認するための株主総会の招集の決議については、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外者で構成される特別委員会の勧告を最大限尊重することとしております。特に、当社取締役会が株主総会の決議を経ることなく対抗措置の発動を決議する場合には、当社取締役会は、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとしております。（現対応策では、当社取締役会の判断のみで対抗措置を発動できる余地がありますが、本対応策では、その余地がないように変更いたします。）

(3) その他の本対応策の合理性について

①買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。従って、本対応策では、対抗措置として大規模買付者等に割り当てられた新株予約権（詳細は別紙ご参照）を当社が取得する場合でも、その対価として金員等の交付を行うことはありません。

②デッドハンド型又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用しておらず、また、取締役の解任決議要件の加重を行っておりませんので、本対応策は、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

③特別委員会の評価期間の上限を明確にしていること

大規模買付者に対する特別委員会の評価期間は、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は最大60日間、それ以外の場合は最大90日間としております。ただし、特別委員会が、その期間内に結論に至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができることとしております。

なお、特別委員会が大規模買付情報の追加情報を求めた場合の回答期限（当社取締役会が大規模買付情報を受領した後最大60日間）を合わせると、現金（円貨）による当社株券等の全部買付の場合は評価期間を延長した場合で最大150日間、それ以外の場合は評価期間を延長した場合で最大180日間となります。

- [1] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- [2] 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者及び同条第3項に基づき保有者に含まれる者をいいます。以下同じとします。
- [3] 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
- [4] 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。
- [5] 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいいます。以下同じとします。
- [6] 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、別段の定めがない限り同じとします。
- [7] 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。
- [8] 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、別段の定めがない限り同じとします。

【別紙】当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）

1. 本対応策の目的と基本的な考え方

(1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は1951年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と多角的な営業により、質高く健全なエンタテインメントを提供することに努めてまいりました。

2018年4月、「東映グループ企業理念」「東映グループ経営ビジョン2020」を策定・公表いたしました。

「東映グループ企業理念」は映像製作の絶え間ない継続による『全世界で人々に愛されるエンタテインメントの創造発信』を理念としながら、「映像を中心に明日への糧となるエンタテインメントの創造発信」「キャラクターの創出と育成による日常への癒しの提供」「くつろぎと感動をもたらす非日常の場とサービスの提供」を三位一体として企業活動に従事してまいります。

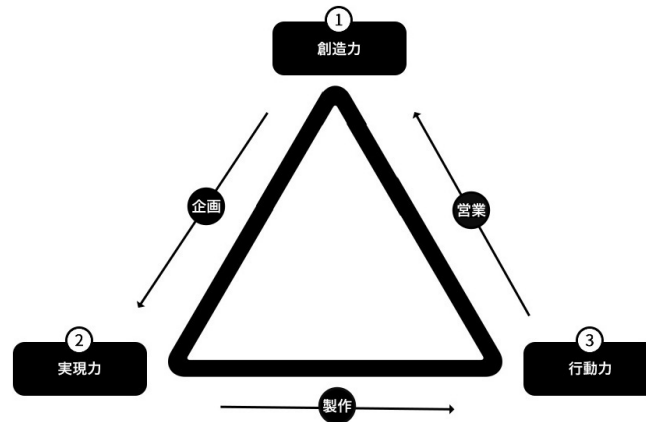


映像部門につきましては、多様化するメディアに柔軟に対応する企画製作体制を構築し、東西両撮影所とデジタルセンターの一体運営や東映アニメーション新スタジオとの連携を強化して、娯楽性豊かなコンテンツの提供を図ってまいります。

さらにアニメーションや特撮ヒーロー作品などから生まれるキャラクター事業は海外展開も視野に、新規創出も検討して拡充してまいります。

また、娯楽発信の拠点としてはティ・ジョイのシネコン事業はもとより京都太秦映画村などのインフラ事業、東映チャンネルや東映特撮ファン倶楽部などの放送メディアや配信アプリ事業などにも力を入れてまいります。

「東映グループ経営ビジョン2020」はグループとして、2020年のその先も質高く健全なエンタテインメントを創造発信していく『総合コンテンツ企業』を確立するために、グループ各人が「創造力」「実現力」「行動力」の三位一体の力を発揮し、結集できる体制の構築を目指します。



- ①創造力：コンテンツ(映像やイベント企画、キャラクター創出、顧客サービス向上のアイデアなど)を生み出すための源泉となる力
- ②実現力：グループで培われたノウハウやインフラを最大限に活用して、創造の種を大きく実らせる力
- ③行動力：生まれたコンテンツをあらゆるシーンで有効活用し、全世界へ発信していく力
- 3つの力を企画・製作・営業のみならず、あらゆる業務で発揮して、万人に幸福と夢の実現をもたらします。

当社グループは、今後も、上記の「東映グループ企業理念」「東映グループ経営ビジョン2020」に続く将来へ向けた取組みについて検討を重ねてまいります。その内容を具体的に決定した場合には、随時、公式ホームページ等を通じて広くお知らせしていく予定であります。

また、コーポレート・ガバナンスの充実にも取り組んで、ステークホルダーとの長期にわたる信頼関係を構築し、当社グループの持続的な成長と企業価値ひいては株主共同の利益の長期安定的な向上に努めてまいり所存であります。なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、公式ホームページ等に掲載しておりますコーポレート・ガバナンス報告書をご参照ください。

(2) 大規模買付行為に対する考え方

33ページの「本対応策が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について」をご参照ください。

(3) 本対応策導入の目的と基本的な枠組み

当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みを設けることが必要であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関する

ルール（以下、「大規模買付ルール」といい、その詳細は下記2.「大規模買付ルールの内容」にて後述します。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうおそれがあると当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会（下記3.「特別委員会の設置」ご参照）の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当て（下記5.「当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容」及び添付資料1「新株予約権の無償割当ての概要」ご参照）の実施（以下、「対抗措置」といいます。）を決議することができるものとします。

なお、特別委員会は、勧告を行うに際し、対抗措置の発動に関して、あらかじめ株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下、「株主意思確認総会」といいます。）を開催すべき旨の勧告を行うことができるものとし、当該勧告がなされた場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会の招集を決議することができるものとします。

さらに、上記にかかわらず、当社取締役会が、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合にも、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認することができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様の議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとします。

2. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が大規模買付行為に先立って、当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、その情報に基づき特別委員会が当該大規模買付行為について検討・評価を行うための期間を設け、かかる期間が終了し、対抗措置に関する当社取締役会の決議が行われるまで（株主意思確認総会を招集する決議の場合には、株主意思確認総会の終結時まで）大規模買付行為を開始してはならないとするものです。

大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 大規模買付情報の提供

大規模買付行為を実施しようとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、下記の各号に定める買付等の内容の検討に必要なかつ十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を日本語で記載した書面（以下、総称して「買付説明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

記

- ①大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者、ファンドの場合は組合員、出資者その他の構成員及び業務執行組合員を含みます。）の概要（具体的名称、住所、国内連絡先、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名及び略歴並びに事業内容を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の種類・価額・内容、買付の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為完了後、当社が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由並びに買付方法の適法性、買付実行の蓋然性を含みます。）
- ③買付価額の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法及び算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為その他一連の取引によるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）
- ④大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ⑤買付資金の裏付け（当該資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の概要（具体的名称、資本構成等を含みます。））、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、当社の資産又は今後取得する当社株券等に関する担保設定予定・時期、その他買付資金調達に関する一連の取引の内容を含みます。）
- ⑥大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針並びに事業計画（資金計画、投資計画、資本政策、配当政策及び資産活用等）の主な内容
- ⑦大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- ⑧大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の主要な利害関係者との関係についての方針
- ⑨その他特別委員会が特に必要と判断する情報

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された買付説明書については、速やかに特別委員会に提供することとします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分か否かを速やかに確認し、不十分であると判断した場合には、適宜回答期限（当社取締役会が買付説明書を受領した後60日を上限とします。）を定めた上で、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対し追加情報を日本語で提出していただくよう求めることがあります。

また、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提出された大規模買付情報は、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則の遵守を前提に特別委員会の意見も勘案し当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表します。

(2) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会が、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたときは、直接又は当社取締役会を通じて、速やかにその旨を公表します。特別委員会は、当該公表日を開始日とし、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付の場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を「特別委員会評

価期間」として、検討、評価、意見形成を行うものとします。

特別委員会評価期間の開始の前後を問わず、特別委員会は、大規模買付情報の検討及び比較のため必要と認めるときは、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（30日を上限とします。）を定めた上で、当該大規模買付行為に対する取締役会の意見、その根拠資料及び企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。また、検討、評価及び意見形成並びに大規模買付行為に関する条件の改善に必要と認められるときは、特別委員会もしくは当社取締役会が大規模買付者との間で協議・交渉し、又は当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

特別委員会は、その判断が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けながら、提供された大規模買付情報及び当社取締役会から提供された情報・資料等（取締役会による企業価値向上のための代替案を含みます。）を十分に検討・評価し、特別委員会としての意見（対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の是非に関する勧告を含みます。）を慎重に取りまとめることとします。

特別委員会は、特別委員会の意見を取りまとめた後、直接又は当社取締役会を通じて、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに適時・適切に公表します。

なお、特別委員会が、特別委員会評価期間内に意見の公表又は対抗措置発動の是非を勧告するに至らない場合には、30日間を限度として合理的に必要な範囲で評価期間を延長することができます。この場合、特別委員会は、評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他特別委員会が適切と認める事項について、当該延長の決定後速やかに、直接又は当社取締役会を通じて、情報開示を行います。

大規模買付者は、特別委員会の勧告を経て当社取締役会の決議が行われるまで（株主意思確認総会を招集する決議の場合には、株主意思確認総会の終結時まで）、大規模買付行為を開始してはならないものとします。

3. 特別委員会の設置

当社は、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとします。

なお、本対応策における特別委員会の委員は、添付資料2「特別委員会の委員の略歴」に記載のとおり予定しております（現在の委員から変更ありません。）。

当社取締役会は、取締役としての忠実義務及び善管注意義務に従って、大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため、対抗措置を発動すべきか否かについて検討し、取締役会としての見解（企業価値向上のための代替案を含みます。）を決定するものとし、株主意思確認総会を開催することなく大規模買付行為に対

する対抗措置の発動を決議する場合には、特別委員会の勧告に従って行わなければならないものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の特別委員会の勧告

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合（大規模買付者から提出された情報が株主の皆様の判断及び特別委員会の検討・評価のために必要な大規模買付情報として不十分である場合並びに特別委員会が定めた回答期限までに大規模買付者から追加情報が提出されなかった場合を含みます。）には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役会の諮問に基づき、対抗措置を発動するよう当社取締役会に勧告することができるものとします。

但し、特別委員会は、大規模買付者から提供された情報の一部が最終的に不十分な場合であっても、そのことのみを理由に大規模買付ルールに違反したという認定は行わないものとします。特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールの一部を遵守していないと認められる場合であっても、大規模買付ルール違反の重要性その他の状況を総合的に判断して当社取締役会への勧告の内容を決定するものとします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、特別委員会は、当社取締役会の諮問に基づき、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動の決議を行うよう勧告します。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会の諮問に基づき、特別委員会が、大規模買付情報の検討・評価等の結果、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合には、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨を当社取締役会に勧告することがあります。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当する可能性があります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合（いわゆるグリーンメーラー）
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で当社株券等の買付を行っているとは判断される場合

- ⑤大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うこと）等、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない。）
- ⑥大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件（買付対価の種類・価額、内容、時期、方法、実現可能性を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑦大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、従業員、取引先、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランド価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- ⑧大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

但し、特別委員会は、当社取締役会に、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を行った後であっても、上記勧告後に大規模買付者が大規模買付行為を撤回した場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、大規模買付行為が上記①乃至⑧に該当しないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し、対抗措置の発動の中止を勧告し、又は既に行った対抗措置の発動勧告等を撤回することができるものとします。

(3) 株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告

特別委員会は、上記(1)及び(2)に記載したとおり、当社取締役会の諮問に基づき、対抗措置の発動の決議を行うよう当社取締役会に勧告することができますが、上記(2)①乃至⑧に該当するか否かの判断が困難である場合のほか、特別委員会で検討・評価等を行った結果、相当であると判断した場合には、対抗措置の発動に関する株主意思確認総会の招集を決議すべき又は招集を決議することが望ましい旨を当社取締役会に勧告することができるものとします。

5. 当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容

当社取締役会は、対抗措置の発動・不発動の決議及び株主意思確認総会の招集の決議等の際して、その公正さを担保するために、以下の手続きを経ることとします。

- (1) 当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は遵守する場合のいずれの場合においても、特別委員会に対し、買付説明書を提示した上でその内容の検討・評価並びに対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の是非について諮問します。なお、当社取締役会は、取締役としての忠実義務及び善管注意義務に従って、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるか否か、対抗措置を発動すべきか否かについて検討し、取締役会としての見解（企業価値向上のための代替案を含みます。）を決定して特別委員会への諮問に際して当該見解を申述したり、あるいは当該見解を公表したりすることがあります。
- (2) 特別委員会は、この諮問に基づき、上記4.「大規模買付行為がなされた場合の特別委員会の勧告」に定めるところに従って対抗措置の発動の是非及び株主意思確認総会の招集の

是非について判断し、当社取締役会に対して勧告を行います。

(3) 当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、速やかに対抗措置の発動、不発動、中止又は株主意思確認総会の招集その他必要な決議を行うものとします。

(4) 上記にかかわらず、当社取締役会は、取締役の善管注意義務に照らし株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認総会を招集し、対抗措置の発動又は不発動に関する株主の皆様のご意思を確認するものとします。なお、株主意思確認総会の招集手続は、法令及び当社定款の定めに従い可能な限り速やかに実施するものとしますが、定時株主総会又は臨時株主総会と併せて開催することもできるものとします。

(5) 株主意思確認総会の決議は、出席株主の皆様議決権の過半数によって決するものとし、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが可決された場合には、当社は対抗措置を発動するものとします。他方、株主意思確認総会において対抗措置を発動することが否決された場合には、当社は対抗措置を発動しないものとします。

(6) なお、取締役会は、株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動することを決議する場合には、特別委員会から、株主の皆様のご意思を確認することなく対抗措置を発動すべき又は発動することが望ましい旨の勧告を取得しなければならないものとします。

当社取締役会がこれらの決議を行った場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時・適切に公表します。

当社取締役会は、本対応策に基づく対抗措置を発動する場合には、新株予約権の無償割当てを行うことを予定しております。この場合、大規模買付者及びそのグループ（以下、「大規模買付者等」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（その詳細は添付資料1「新株予約権の無償割当ての概要」にて後述します。）を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

6. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本対応策効力発生時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応策の効力発生時には、対抗措置として予定している新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的側面に直接的な影響を与えることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、上記5.「当社取締役会による決議及び対抗措置の具体的内容」に記載した対抗措置である新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、大規模買付者等以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生し

ません。但し、当社が新株予約権を取得する日までに、大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただけない株主の皆様（当社がかかる誓約書の提出を求めた場合に限りです。）に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当てを受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、特別委員会の勧告を受けて、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）を行う場合には、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が発動されることにより、結果的に、その法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者等が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置である新株予約権の無償割当てが行われる場合には、当社株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく当該新株予約権の割当てを受け、また、当社が当該新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

但し、この場合、当社は、当該新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途、ご自身が「大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面」のご提出を求めることがあります。

また、新株予約権の無償割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の無償割当ての基準日（以下、「割当基準日」といいます。）における最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当てを行うことになった際に、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に基づき別途お知らせします。

7. 本対応策の導入手続き

本対応策の導入については、当社定款第13条の定めに基づき、本対応策に記載した条件に従った新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任する旨の議案を本総会に付議し、株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

8. 本対応策の有効期間並びに廃止及び変更

本対応策の有効期間は、本総会の終結後から2022年6月開催予定の2022年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までといたしますが、本総会で株主の皆様の賛同が得られなかった場合にはその効力は発生せず、また、本総会で株主の皆様の賛同が得られた場合であっても、有効期間満了前に株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合又は当社の株主総会において本対応策を廃止する旨

の議案が承認された場合には、本対応策はその時点で廃止されます。

さらに、当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本対応策の見直し等、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。その際における本対応策の変更は、その都度株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得た上で行うこととします。

なお、本対応策で引用する法令の規定は、2019年5月23日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以降、法令改正（法令名の変更や旧法令を承継する新法令の制定を含みます。）があり、それらが施行された場合には、本対応策において引用する法令の条文の各条項は、当該改正後のこれらの法令の各条項を実質的に承継する法令の各条項に、それぞれ読み替えられるものとするほか、字句の修正等の形式的もしくは技術的な修正又は変更（実質的な内容の変更を伴うものを除きます。）については当社取締役会が行うことができるものとします。

9. その他

(1) 本対応策は、2019年5月23日に開催された当社取締役会において、社外取締役2名を含む出席取締役全員の賛成により、一部変更及び継続並びに本総会に付議することが決定されたものであり、また、当社監査役会（社外監査役2名を含む全員が出席）におきましても、本対応策を一部変更及び継続並びに本総会に付議することに賛同する旨の決定がされております。

(2) 本対応策の合理性について

33ページ以下の「本対応策が株主共同の利益の確保に資すると考える理由について」「取締役会の恣意的な運用の可能性の排除について」及び「その他の本対応策の合理性について」をご参照ください。

(3) 参考資料

添付資料1 新株予約権の無償割当ての概要

添付資料2 特別委員会の委員の略歴

添付資料3 本対応策のフローチャート

(添付資料1) 新株予約権の無償割当ての概要

1. 新株予約権の無償割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で、払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

割当基準日における当社の最終の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし割当基準日における時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7. 新株予約権の行使条件

以下の者は新株予約権を行使することができないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

- (i) 特定大量保有者[1]
- (ii) その共同保有者[2]
- (iii) 特定大量買付者[3]
- (iv) その特別関係者[4]
- (v) 上記(i)乃至(iv)記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者
- (vi) 上記(i)乃至(v)記載の者の関連者[5]

8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会において定める取得日が到来したときに、新株予約権（但し、上記7.「新株予約権の行使条件」に記載される新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除く。）を取得し、これと引き換えに当社普通株式を交付することができるなどの条件を付した取得条項を定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
- (2) 当社は、新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が、上記7.「新株予約権の行使条件」記載の新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を取得する場合には、その対価として金員等の交付は行わないものとする。

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

- [1] 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者もしくは20%以上であると当社取締役会及び特別委員会が認めた者をいう。
- [2] 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者（当社取締役会及び特別委員会がこれらに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- [3] 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者（当社取締役会及び特別委員会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。
- [4] 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会及び特別委員会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- [5] 「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会及び特別委員会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会及び特別委員会が認めた者をいう。

(添付資料2) 特別委員会の委員の略歴

特別委員会の委員は、以下の3名を予定しております。（現在の委員から変更ありません。）

氏名 幣 原 廣（しではら ひろし）

略歴

1979年 4月 法務省入省
1982年 4月 弁護士登録（現在に至る）
1991年10月 銀座東法律事務所開設
1999年 4月 第二東京弁護士会副会長
2002年 4月 日本弁護士連合会事務次長
2007年 6月 前澤給装工業(株)社外監査役
2008年 8月 タマホーム(株)社外監査役（現在に至る）
2011年 4月 日本弁護士連合会常務理事
2013年 6月 中外鉱業(株)社外監査役（現在に至る）
2014年 9月 弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所長（現在に至る）
2015年 6月 日本郵便(株)社外監査役（現在に至る）
2015年 6月 前澤給装工業(株)社外取締役（現在に至る）
その他、新司法試験委員歴任

氏名 神 津 信 一（こうづ しんいち）

略歴

1980年 4月 税理士登録（現在に至る）
1980年 7月 神津信一税理士事務所開設
2005年 6月 東京税理士会副会長
2005年 7月 日本税理士会連合会常務理事
2006年 6月 当社社外監査役（現在に至る）
2009年 7月 日本税理士会連合会総務部長
2010年 1月 KMG税理士法人設立、代表社員（現在に至る）
2011年 6月 東京税理士会会長
2011年 7月 日本税理士会連合会副会長
2015年 7月 日本税理士会連合会会長（現在に至る）
2016年 6月 (株)ランドコンピュータ社外取締役（現在に至る）
※同氏は、東京証券取引所が定める独立役員として届け出ております。

氏名 佐 貫 葉 子 (さぬき ようこ)

略歴

1981年 4月 弁護士登録 (現在に至る)

2001年11月 NS 総合法律事務所開設

2003年 6月 (株)クラヤ三星堂 (現・(株)メディパルホールディングス) 社外監査役

2007年 6月 明治乳業(株)社外監査役

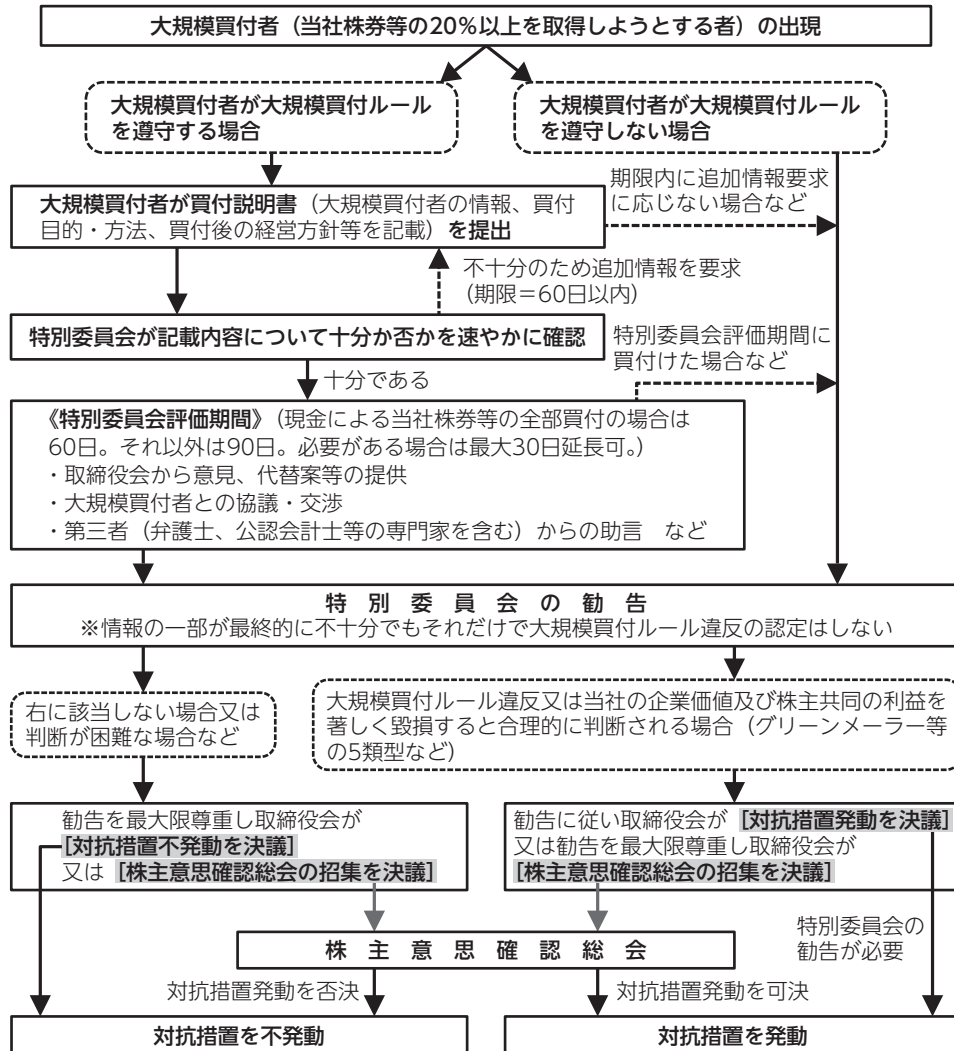
2009年 4月 明治ホールディングス(株)社外取締役

2012年 6月 (株)りそなホールディングス社外取締役 (監査委員)

2015年 6月 (株)りそなホールディングス社外取締役 (監査委員会委員長) (現在に至る)

(添付資料3) 本対応策のフローチャート

このフローチャートは、あくまでも本対応策に対するご理解に資することのみを目的に、参考として作成しております。本対応策の詳細につきましては、本文をご覧ください。



以 上

株主総会会場ご案内図



- JR 線
有楽町駅下車（中央口又は銀座口）徒歩約 5 分
 - 東京メトロ
丸ノ内線 銀座駅下車（C 6 出口又は C 8 出口）徒歩約 2 分
日比谷線 銀座駅下車（C 6 出口又は C 8 出口）徒歩約 3 分
銀座線 銀座駅下車（C 6 出口又は C 8 出口）徒歩約 5 分
有楽町線 有楽町駅下車（D 7 出口又は D 8 出口）徒歩約 5 分
有楽町線 銀座一丁目駅下車（4 番出口）徒歩約 4 分
- ※ 駐車場のご用意はございませんので、公共交通手段をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。